

泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン(概要)(案)

1. 泉南市におけるこれまでの部落差別解消に向けた取組

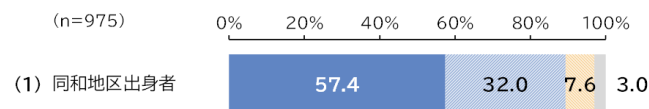
1965（昭和40）年から同和対策事業が始まり、「地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、本市でも同和地区の生活環境の改善や心理的差別の解消のための事業を各種実施してきました。1995（平成7）年、泉南市人権尊重のまちづくり条例を施行。1998（平成10）年7月に「同和行政基本方針」、2001（平成13）年3月に「同和行政推進プラン」を策定し、部落差別を解消し、すべての人々の基本的人権が保障された差別のない社会を実現することを目標に取り組んできました。

2. 泉南市におけるこれまでの部落差別の現状(差別事象・市民人権意識調査結果)

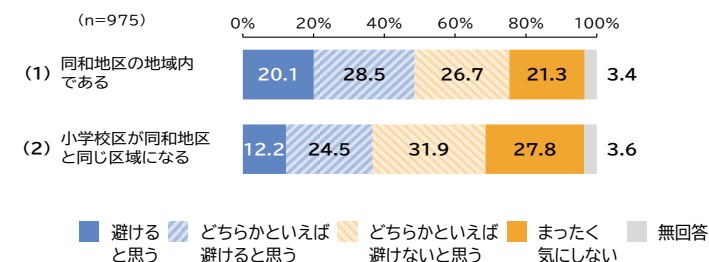
< 2022市民人権意識調査結果より >

- ・「教育問題審議会」における忌避意識による部落差別事象（2005年）
- ・梵天山差別落書き（2007年）
- ・りんくうタウン府道市道、信樽連絡橋差別落書き（2013～2015年）
- ・YouTube、ツイッターでのさらし事象（2022年）

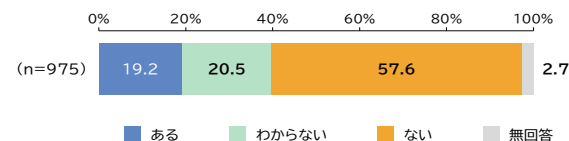
■結婚相手の状況によりとる態度の違い



■住宅を選ぶ際の忌避意識

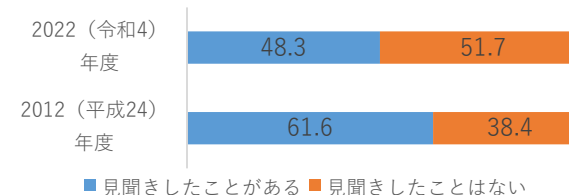


■人権侵害と感じたことの有無



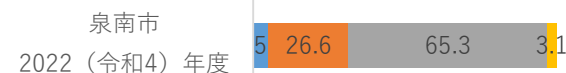
「ある」と答えた方の内、「何もしないでそのままにした」方が42.2%
公的機関へ相談した方が2.7%

■同和地区に対する直接的な差別的発言・行動の有無



誰から見聞きしたのかは、「家族」が26.7%で最も多く、次いで「友人」17.5%。

■部落差別解消推進法の認知度



■どんな内容知っている
■内容は知らないが名称は聞いたことがある
■知らなかった
■未回答

泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン(概要)

3. 基本方針策定の趣旨

「差別の実態改善」から「差別の解消」へこれまでの特別対策事業で差別の実態改善は大きな成果を残したが、部落差別の解消には至っていない
部落差別に関する状況の変化インターネットの普及に伴い、特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿をする部落差別が問題となっている
「忌避意識」の解消をめざす社会システムづくり過去に生じた忌避意識に基づく土地差別の解消は本市の課題である

4. 基本方針

1. 部落差別の実態把握と施策の推進

インターネット上での部落差別の実態や意識調査の結果、また相談から見えてきた様々な生活実態を把握し、複雑かつ多様化した課題に向け、一般施策の効果的な活用を図り、必要に応じて制度改善や新たな政策提案にもつなげていきます。

2. 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進

「差別はしてはいけない」だけでなく、自己実現に結びつく人権教育や、人権侵害についてどうすれば救済につながるのか具体的に学ぶために、学校・生涯学習及び職場での研修の中で様々な方法において、部落問題学習・啓発を推進します。

3. 人と人との豊かな関係づくり

部落差別や部落を忌避する感情によって断ち切られた人間関係は、豊かな関係を築き上げていくことで、人権が確立されていくことにつながります。そのためには、社会のあらゆる活動領域において、各地域住民が意識して協働のコミュニティづくりを進めていく必要があります。

泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン(概要)

4. 基本方針

5. 具体的取組

1 部落差別の実態把握と施策の推進

(1) 身近な相談窓口の整備や実態把握	相談員の資質向上。アウトリーチによる相談ニーズの早期発見。
(2) 様々な相談を解決するためのネットワークシステムの確立	関係機関においてきめ細やかな対応ができるよう、相談活動の総合的なネットワークを整備。
(3) 市民に対する人権意識調査・実態調査	被差別当事者の心理面を配慮した上で、聞き取り調査を行う。
(4) ネットから見えてくる差別の実態把握	インターネット上の差別事象をモニタリングするシステムの検討。
(5) 一般施策の効果的活用	泉南市人権政策推進本部において取組の実施、検証、見直しを進める。

2 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進

(1) 部落差別解消推進法の周知	市民、職員等に広報、ポスター、啓発チラシ等を配布し、法律を周知。
(2) あらゆる機会における部落問題学習・人権啓発リーダー養成	知識面の学習や理解が態度や行動にも結び付くような実践的な学習会の提供。市民活動団体に対して、人権啓発リーダーとして育成を図る。
(3) 自立や自己実現のための取組	地域住民が主体的に判断し、エンパワメントにつながる取組を進める。
(4) 他の課題と部落問題につなげる学び	おとなだけでなく子どもたちにもメディアリテラシー教育を進める。
(5) 行政職員・保育士・教職員研修、教材活用	行政職員、保育士、教職員への人権研修の充実に努める。
(6) すべての学校で系統的な部落問題学習	出会いを通して、自分の生き方を考える系統的な部落問題学習を行う。
(7) 主体的・対話的で深い学びができる人権学習	お互いの考えを深めていく主体的・対話的で深い学びに取り組む。
(8) 校区を超えて子どもたちが学びあうことができる学習	校区を超えて、各学校での学びを他の小学校の子どもたちと共有・交流しつながりをつくる。

3 人と人との豊かな関係づくり

(1) 「差別をしない」から「豊かにつながる」へ、豊かな人間関係の構築	人権尊重のまちづくりによる協働のコミュニティづくりを進める。
(2) 市民交流センターを拠点とした取組	人権交流活動の視点で居場所の創設。
(3) PTAも交えた交流	「教育コミュニティ」の形成。

6. 推進体制

- 人権行政推進のための体制
- 法務局、大阪府、他市町村、公益 法人等との連携
- 人権に関わる市民団体や企業、学校、NPO等との連携と協働

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

